

特定重大事故等対処施設への立入等の検討課題について

地元自治体から、特定重大事故等対処施設について更なる情報公開が求められているため、施設への立入等に関する検討課題について面談（意見交換）を行う。

1 立入等の目的

立入調査、事故調査、視察 等

2 立入等の対象者

立地自治体職員、周辺自治体職員 等（守秘義務あり）

知事、市長 等（守秘義務なし）

3 立入等の公開範囲

制御盤、注水ポンプ、フィルターベント、発電機 等

4 その他

以 上